

知的かけはし

クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史
弁理士

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16

東京建物八重洲ビル2階

TEL 03(5255)5671(代)

FAX 03(5255)5675



2019・12・10

デザインの保護対象の拡充など

改正意匠法等、2020年4月1日施行

特許法、意匠法等の一部改正に関する法律が閣議決定され、2020年（令和2年）4月1日より施行されることになった。今回の改正では、特に意匠法が大幅な改正となり、より広い範囲の意匠権の取得が可能となる。

主な改正内容は、

- ①保護対象の拡充（画像、建築物の内・外装のデザインも保護）、
- ②関連意匠制度の拡充（・関連意匠の出願可能期間を本意匠の登録の公表日まで（8か月程度）から、本意匠の出願日から10年以内までに延長、・関連意匠にのみ類似する意匠の登録を認める）、
- ③意匠権の存続期間の変更（「登録日から20年」から「出願日から25年」に変更）など、大幅な改正となっている。

これまで意匠登録できなかったクラウド上の画像の意匠や住宅・建築物の内外装デザインが保護可能となり、2020年（令和2年）4月1日以降に意匠出願ができるようになる。

この他、特許法の損害賠償額算定方法の見直し（実用新案・意匠・商標も準用）も2020年（令和2年）4月1日より施行される。

海賊版サイトに誘導

▽大阪地裁▽

リーチサイト元運営者に賠償命令

無断コピーされた漫画や書籍の海賊版サイトへインターネット利用者を誘導する「リーチサイト」を運営していたとして著作権法違反罪などで有罪判決を受けた被告3人に、講談社が損害賠償を求めた訴訟で、大阪地裁は、訴えを全面的に認め、請求通り計約1億6千万円の支払いを命じた。

判決などによると被告らは平成27～29年発行の「週刊少年マガジン」や「ヤングマガジン」

「モーニング」など計約350冊分を違法アップロードして不特定多数がダウンロードできる状態にし、著作権を侵害した。

判決では「被告らは違法アップロード行為が、講談社の雑誌の著作権を侵害することを認識していた」と指摘。違法行為によるダウンロード数は100万回を超えているとして、講談社が損害として請求した全額の支払いを認めた。

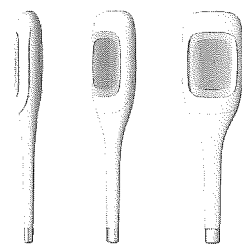
立体的形状のみで登録

▽オムロン▽

電子体温計が立体商標に

オムロンヘルスケアは、2004年に発売した「オムロン電子体温計 けんおんくん」の「MC-670」と「MC-681」が、立体商標として登録されたこと発表した（商標登録第6197317号）。

立体商標の登録制度は、立体的な形状を「商標」として登録し、保護する制度で、日本では1997年4月に施行された。商品そのものの外観や、商品の包装容器の形状、立体的な看板、キャラクターを人形や置物のように立体化したもの等が対象となる。



「オムロン電子体温計 MC-670/MC-681 けんおんくん」

登録された立体商標には、立体物に文字やロゴなどの図形が印刷されているものが多く存在するが、今回は「文字や図形を含まない、商品の立体的形状のみ」で登録された。形状をただで、当該商品であると認識される場合に認められる。

オムロンヘルスケアによると、従来の体温計はペンシル型で細長い形状が主流だったが、このモデルは大型表示部や、脇に挟みやすい平らな感温部、丸みを帯びた本体形状など、使いやすさと優しさをデザインで表現したという。その特徴的な形状が生活者から「オムロンの体温計」として広く認識されているためだとしている。

解説

進歩性の判断(動機付けの有無)
知的財産高等裁判所 平成30年(行ケ)
第10092号 審決取消請求事件
令和元年10月30日判決言渡

第1 事案の概要

被告は、特許第5765394号(発明の名称:ガスセンサ)(本件特許)の特許権者である。原告がこれに対して特許無効審判を請求した(無効2017-800037号)。被告は、本件特許の請求項1乃至請求項5からなる一群の請求項に係る訂正請求をした(請求項5の削除を含む)。

特許庁は、訂正請求を認め、「審判請求は、成り立たない」等とする審決(本件審決)をし、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

原告が主張した取消事由は、訂正要件の判断の誤り(取消事由1)から本件発明2ないし4についての進歩性判断の誤り(取消事由7)まで多岐にわたっているが、ここでは、取消事由4「引用発明1A(引用例1(特開2007-316051号公報)の実施例2に記載された発明)を主引用例とする進歩性判断の誤り」についての知財高裁の判断で、本件発明1(審決が認めた訂正後の特許請求の範囲の請求項1に係る発明)と引用発明1Aとの間の相違点13についての容易想到性の判断に関する部分のみ紹介する。

なお、本件発明1と引用発明1Aとの間の一致点、相違点が本件審決認定の通りである点に関しては当事者間に争いがなく、相違点13は、センサ素子(2)のガス導入部(271)と、インナカバー(4)のインナ導入開口部(42)との軸方向位置関係について、本件発明1では、「上記センサ素子(2)の上記ガス導入部(271)の軸方向中間位置(C1)は、上記インナカバー(4)の上記インナ導入開口部(42)の軸方向基端位置(D1)よりも軸方向基端側(X2)にある」(本件発明1の構成H)のに対し、引用発明1Aでは、この位置関係についての特定がない点である。

第2 判決

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

第3 理由

引用発明1Aに基づく相違点13の容易想到性

引用例1には、内側開口部411は、外側開口部421よりも先端側となる位置に形成されていると共に、インナカバー41の外側から内部へ向かう開口方向Aがガスセンサ1の軸方向基端方向の成分Azを有する状態に形成されている。

それ故、アウターカバー42の外側開口部421から導入された被測定ガスGの流れのうち、排出用開口部42へ向かう流れ(G1)は比較的直線的な流れとなるが、内側開口部411からインナカバー41の内部へ向かう流れ(G2)は曲線的な流れとなること([0041])、これにより、アウターカバー42とインナカバー41との間に導入された被測定ガスと共に流れる水滴は、その慣性力によって、排出用開口部422へ向かって流れ、該排出用開口部422から外部へ排出される一方、比重の小さい被測定ガス自体は、直線的な流れ(G1)以外にも、曲線的な流れであるインナカバー41の内部へ向かう流れ(G2)をも形成することとなること([0042])、これにより、被測定ガスGに含まれる水滴がインナカバーの内部に浸入することを防ぎ、ガスセンサ素子2の被水を防ぐことができ、そして、この被水に起因するガ

スセンサ素子2の被水割れを防ぐことができること([0043])の記載がある。

これらの記載によれば、引用発明1Aは、アウターカバー42とインナカバー41との間に導入された被測定ガスと共に流れる水滴を含む被測定ガスについて、水滴は、排出用開口部422から排出させ、水滴を含まない被測定ガスを、曲線的な流れであるインナカバー41の内部へ向かう流れを形成させるものである。

そして、引用例1には、インナカバー41の内側に導入された被測定ガスの流れ方や、ガス導入部の配置位置により、被測定ガスの混合を防いで応答性を向上させることについて、記載も示唆もない。

かえて、引用例1の実施例9(図15、16)では、「内側開口部411は、ガスセンサ素子2に設けた被測定ガス側電極22の基端部221から該被測定ガス側電極22の軸方向長さLの半分の位置までの間の位置に形成され」た([0067])ものであることが開示されており、内側開口部(インナ導入開口部)との関係において、本件発明1の構成Hとは反対側となる位置に被測定ガス側電極(ガス導入部)の軸方向中間位置が位置するものとなる。

そして、このような位置関係とすることによって、「応答性に優れたガスセンサとすることができる」([0075])旨の記載もあることも併せるなら、引用例1においては、本件発明1の構成Hに係る位置関係とすることについては想定されておらず、相違点13に係る構成を採用する動機付けはない。

よって、本件発明1は、引用発明1Aから容易に想到できたものとはいえない。

第4 考察

特許審査基準では進歩性の検討・判断は次のように行うとされている。

- (1) 審査官は、請求項に係る発明と主引用発明との間の相違点に関し、進歩性が否定される方向に働く要素(・主引用発明に副引用発明を適用する動機付け(①技術分野の関連性、②課題の共通性、③作用、機能の共通性、④引用発明の内容中の示唆)、・主引用発明からの設計変更等、・先行技術の単なる寄せ集め)に係る諸事情に基づき、他の引用発明(副引用発明)を適用したり、技術常識を考慮したりして、論理付けができるか否かを判断する。
- (2) 上記(1)に基づき、論理付けができないと判断した場合は、審査官は、請求項に係る発明が進歩性を有していると判断する。
- (3) 上記(1)に基づき、論理付けができると判断した場合は、審査官は、進歩性が肯定される方向に働く要素(・有利な効果、・阻害要因(例:副引用発明が主引用発明に適用されると、主引用発明がその目的に反するものとなるような場合等))に係る諸事情も含めて総合的に評価した上で論理付けができるか否かを判断する。
- (4) 上記(3)に基づき、論理付けができないと判断した場合は、審査官は、請求項に係る発明が進歩性を有していると判断する。

上記(3)に基づき、論理付けができたと判断した場合は、審査官は、請求項に係る発明が進歩性を有していないと判断する。

今回の判決では動機付けの有無に関する検討が行われている。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

AI・IoT時代の特許制度 7つの事例で課題を検証

■特許庁■

近年、AI・IoT技術の進展に伴い、様々なビジネスモデルが登場し、紛争形態も多様化、新たな紛争処理ニーズが生じている。しかし現行の特許制度は、そうした時代の変化に、必ずしも十分に対応できておらず、権利の実効的な保護が図られていない面があると懸念されている。

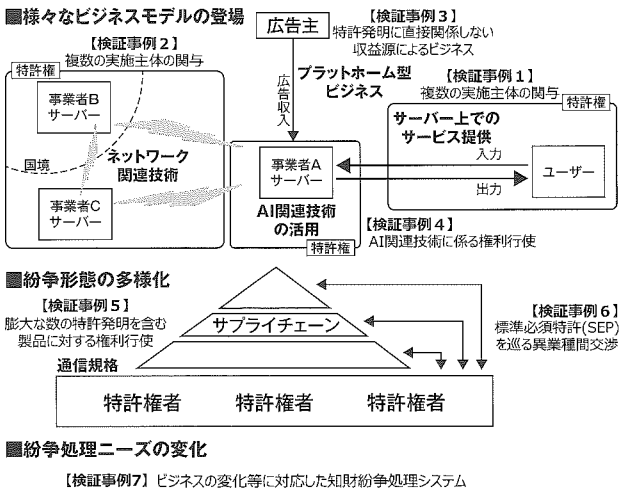
このため特許庁は、AI・IoT技術の時代において生じている(生じ得る)特許制度上の課題について、以下の7つの事例を提示し、検証を行うことにした。

- 【事例1】 複数の実施主体の関与(1)～ユーザー等のアクセスを伴うサービス提供～
- 【事例2】 複数の実施主体の関与(2)～複数の事業者等が連結した事業～
- 【事例3】 特許発明に直接関係しない収益源によるビジネス
- 【事例4】 AI関連技術に係る権利行使
- 【事例5】 膨大な数の特許発明を含む製品に対する権利行使
- 【事例6】 標準必須特許(SEP)を巡る異業種間交渉

【事例7】 ビジネスの変化等に対応した知財紛争処理システム

- 今後、特許庁は、権利の実効的な保護を図るため、
- ①どのように「権利化」すべきか?
- ②適切に「権利行使」することができるか? (「訴訟による救済」の観点を含む)、
- ③「中小ベンチャー企業」等にとっても使い勝手が良い制度となっているか?—の観点に基づいて上記事例について検証するとしている。

AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の検討の全体像



特許制度小委員会「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の検討に向けて」より抜粋

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

異業種のコラボ商品 メリットと商標の注意

コクヨの「Campus (キャンパス)」ノートとロッテのチューイングガム「Fit's (フィッツ)」がコラボレーションを実施した。

コクヨは、主力ノート商品「キャンパスノート」の商標ライセンスをロッテに供与。これを受けてロッテは、コクヨの「キャンパスノート」を模したチューイングガム「Fit's(フィッツ)」を発売した。パッケージの箱は「キャンパスノート」のデザインになっている。

コクヨとロッテのように近年、企業や業種の壁を超えた「コラボ商品」が数多く商品化されている。コラボ商品には下記のようなメリットがある。

- ・すでに浸透しているブランドを使うので、商品特徴をアピールしやすい。
 - ・ブランド同士の相乗効果により、強い印象を残しやすい。
 - ・これまで展開していなかった販路を使えるので、より幅広い消費者にブランドを認知してもらえる。
- 一方、一般に認知されているブランドであっても、本来と違う商品分類で展開される場合は、あ

らためて登録が求められる場合がある。原則として商品分類(類似群コード)が異なる場合、他の企業が商標登録することができるためだ。

例えば、有名なイタリアンレストランやラーメン店とコラボした商品が企画された場合、コンビニでは「～店で提供されるパスタ」の販売や「～店の味を実現した」カップラーメンの販売が考えられる。

飲食業の役務自体は第43類に分類されるが、「パスタ」「カップラーメン」は第30類に属する商品なので、イタリアンレストランやラーメン店の商標を、上記商品に付して販売するためには、第30類での商標登録が必要となるので、注意が必要だ。

◇異業種のコラボ商品の例◇

- ・お部屋の消臭元 ガリガリ君ソーダの香り(赤城乳業+小林製薬)
- ・ネクターサワー(不二家+サッポロビール)
- ・ビックロ(ビックカメラ+ユニクロ)
- ・スタイルフィット マジョリカマジョルカ(資生堂+三菱鉛筆)
- ・クレパス風ハブラシ(サクラクレパス+デンタルプロ)

審 決 紹 介

本願商標「ネオバターロール」は、商標法第3条第1項第3号に該当しない、と判断された事例（不服2018-017423、令和1年9月10日審決、審決公報第238号）

1 本願商標

本願商標は、「ネオバターロール」の文字を標準文字で表してなり、第30類「バターロールパン、マーガリンを充填したバターロールパン」を指定商品として、平成29年4月3日に登録出願されたものである。

2 原査定中の拒絶の理由（要点）

原査定は、「本願商標は、『ネオバターロール』の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の「ネオ」の文字は、「新」の意味を有する接頭語で、品質を誇称するため一般に使用されている「NEO」に通じ、「新しい」または「新製品」の意味を容易に認識させることから、本願商標は、全体として「新しいバターロールパン」の意味を理解させるにとどまり、単に商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標準のみからなる商標といふべきである。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、前記1のとおり、「ネオバターロール」の文字を標準文字で表してなるところである。

そして、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において、「ネオバターロール」の文字が、原審示すように、商品の品質を表示するものとして一般に使用されている事実は発見できず、さらに、本願商標に接する取引者、需要者が、当該文字を商品の品質を表示したものと認識するというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、その指定商品との関係において、商品の品質を表示するものといふことはできない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標（別掲）は、商標法第3条第1項第5号に該当する、と判断された事例（不服2019-4493、令和1年7月17日審決、審決公報第238号）

本願商標

1 本願商標

本願商標は、別掲1のとおり構成よりなり、第9類「電気通信機械器具、電子計算機用プログラム、通信ネットワークを通じてダウンロード可能な電子計算機用プログラム、コンピュータネットワーク用サーバ、その他の電子応用機械器具及びその部品」及び第42類「電子計算機用プログラムの設計・作成・環境設定・保守・インストール・機能の拡張・機能の変更・機能の追加その他の最適化及びこれらに関する調査・助言・コンサルティング・情報の提供、電子計算機の環境設定・インストール・機能の拡張・機能の変更・機能の追加その他の最適化及びこれらに関する調査・助言・コンサルティング・情報の提供、電子計算機用プログラムの故障診断及びウイルス検査及びこれらに関する調査・助言・コンサルティング・情報の提供、電子計算機用プログラムの複製他（一部記載を省略）」を指定商品及び指定役務として、平成29年5月19日に登録出願されたものである。

2 原査定中の拒絶の理由

原査定は、「本願商標は、「GA」の文字からなるところ、その文字は、やや右に傾



いた書体で書かれているが、それ以外に別段の特徴があるとはいえない書体であり、近年のレタリング技術の進展よりすれば、普通に用いられる域を脱しない程度の態様で表してなるにすぎないものというのが相当である。また、欧文字の2字からなる標準は、一般に商品の型式、品番及び役務の等級等を表示する記号、符号等の類型の1つとして、各種商品及び役務において普通に採択、使用されており、本願指定商品を含む分野で、「GA」のようにローマ字の2字からなる表示が、商品の規格、品番を表示する記号、符号として一般的に使用されている事実がある。そうすると、本願商標は、特殊な態様からなるものとはいえないことができず、極めて簡単で、かつ、ありふれた標準のみからなる商標であって、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないものといわざるを得ない。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第5号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

(1) 商標法第3条第1項第5号該当性

本願商標は、別掲1のとおり、「GA」の文字をやや斜めの書体で書いてなるところ、当該文字は一般に広く使用されている書体であるサンセリフ体と近似した特徴を有するものであり（別掲2）、しかも、字形を左右いずれかに傾けて文字を表す方法（斜体）は広く一般に用いられているものといえるから、全体として特殊な態様からなるものといふことはできない。

また、本願の指定商品等を取り扱う業界においては、欧文字2字を商品の品番、型番、種別、形式、規格等を表示するための記号、符号として取引上普通に採択、使用されている（別掲3）。

そうすると、本願商標に接する取引者、需要者は、本願商標を、商品の品番、型番、種別、形式、規格等の一類型と看取、理解するにとどまるといふのが相当であり、自他商品・役務の識別標識とは認識し得ないものである。

してみれば、本願商標は、極めて簡単で、かつ、ありふれた標準のみからなる商標といわざるを得ず、商標法第3条第1項第5号に該当する。

(2) 請求人の主張

ア 請求人は、本願商標は「GA」の文字をサンセリフ体を基本にし、「G」の文字については曲線部分の線の太さに強弱をつけ、曲線部分と直線部分を一本の線で組み合わせており、「A」の文字についても直線をまともよく組み合わせており、共に右斜めに傾斜化させることで、よりシンプルで統一感を持たせたデザイン化された書体を用いており、極めて簡単で、かつ、ありふれた標準のみからなる商標ではない旨主張する。

しかしながら、本願商標は、上記(1)のとおり、一般に広く使用されている書体であるサンセリフ体と近似した特徴を有するものであって（別掲2）、その構成中の「G」の文字における曲線部分の線の太さの強弱の程度は微差にすぎず、また、その構成中の「A」の文字における直線の組み合わせはサンセリフ体における「A」の文字に係る普通の特徴といえ、しかも、字形を左右いずれかに傾けて文字を表す方法（斜体）は広く一般に用いられているものといえるから、その構成が決して特殊な態様からなるものといふことはできない。

イ 請求人は、ローマ字2文字でセリフ体やサンセリフ体を基本にしてデザイン化された書体での登録例が多数存在している旨主張する。

しかしながら、商標の登録の判断は、その案件ごとにおいて個別具体的に判断されるべきであるところ、当該登録例は、商標の具体的構成等において本願商標とは事案を異にするものであり、本願商標については、上記(1)においてした判断のとおりであるから、当該登録例をもって本願商標の商標法第3条第1項第5号該当性の判断の判断が左右されるものではない。

ウ したがって、請求人の上記主張は、いずれも採用することができない。

(3) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第3条第1項第5号に該当し、登録することができない。よって、結論のとおり審決する。

※「別掲2」「別掲3」については、審決公報をご確認下さい。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和35年 〳 45年 〳 55年 平成2年 平成12年 平成22年	商標登録第 551033号～第 551536号 商標登録第 854833号～第 858664号 商標登録第1416507号～第1419791号 商標登録第2227801号～第2234194号 商標登録第4380673号～第4387477号 商標登録第5321347号～第5326903号
---	--

各年の5月1日～5月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間こととなります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成29年1月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは12月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和1年9月分	28,024	12,739
前 年 比	101%	87%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryoutoukei/syutugan_toukei_sokuhoh.htm